平成26年度

学位論文要旨

新 井 雅 心理専門職によるアセスメントを基盤とした

教師との協働的援助に関する研究

稲 田 結 美 理科教育における女子の学習促進のための

授業構成に関する研究

片 岡 千 恵 我が国の青少年の危険行動防止における

規範意識の重要性

一学校における保健教育の視点から一

心理専門職によるアセスメントを基盤とした 教師との協働的援助に関する研究

新 井 雅

本研究の目的は、学校教育現場において、心理専門職がアセスメントを基盤としながら教師と円滑に協働するための方略を実証的に検討し、学校不適応事例に対する効果的な援助の実践および心理専門職の養成・教育訓練の在り方に新たな知見を提供することである。

第 I 部「理論的検討」(第 1 章~第 3 章)では、本研究の背景となる問題意識と先行研究の検討、研究課題の整理を行った。

近年では、複雑化・多様化した学校不適応事例に対する効果的な援助・改善につなげるために、心理専門職と教師の協働が必須である。特に、日々の事例援助において心理専門職は教師と事例に関する情報交換や事例検討を行うなど、相互の考えをすり合わせ、共有しながら援助を展開しなければならない。そのため、事例への効果的な援助を実現するために必要な要素の1つとして、アセスメントに着目する意義は大きい(松澤、2008;Handler、2008)。

海外では、協働的援助と関連するアセスメントの実践(Therapeutic and Collaborative Assessment)に関する研究が少しずつ行われている。一方、日本では、アセスメント・ツールの開発や不適応問題の要因・メカニズムを検討した研究は多く行われているものの、アセスメントに基づく心理専門職と教師の協働に関する研究は十分に蓄積されておらず、検討されるべき課題点が散見されている。

第一に、協働的援助の前提となるアセスメン

筑波大学大学院 人間総合科学研究科 ヒューマン・ケア科学専攻(平成26年8月修了)

トは、(1)事例の情報収集を行い、(2)情報を解 釈して援助方針を計画し、(3)援助後の事例の 変化を把握するというように,一連の意志決定 プロセス (例: Merrell, 2008) となる。そのた め、このプロセスに沿って心理専門職と教師の 専門的視点を比較検討し、協働への可能性を探 る必要がある (研究課題①)。第二に、先行研究 では、アセスメントにおける専門的視点の違い を乗り越えて円滑な協働へとつなげる示唆が十 分に蓄積されていない。そのため、教師や心理 専門職が用いる実践的なアセスメントの共有方 略を検討し、質の高い協働への示唆を得る必要 がある (研究課題②)。第三に、現実場面では、 情報交換や事例検討を継続的に積み重ねるなど、 職種間でより複雑な相互作用が生じると考えら れるが、先行研究では心理専門職と教師のアセ スメントの相互作用が十分に検討されていない。 学校不適応事例への協働的援助が展開される中 で、心理専門職と教師のアセスメントにどのよ うな影響・変容が生じるのか検討する必要があ る (研究課題③)。第四に、スクールカウンセラ - (以下, SC) 等の心理専門職の養成課程にお いて、教師との協働を促進する知識・技能に関 する教育訓練が求められているが(藤平,2009), そのような教育訓練に言及した研究がほとんど 行われていない。アセスメントを基盤として心 理専門職が教師と協働するための知識・技能を 促進する教育訓練プログラムの構築が必要であ る (研究課題(4))。

なお、中学校以降に学校不適応が表出しやすくなることから(伊藤,2002)、職種間協働の 重要性が高いと考え、中学生の学校不適応事例 への援助経験を有する心理専門職・教師を対象 とすることとした。

続く第Ⅱ部「実証的検討1─調査研究─」第 4~6章では研究課題①~③, 第Ⅲ部「実証的 検討2─実践研究─」第7章では研究課題④を 検討した。

第4章【研究1】

目 的:研究課題①を検討するため,アセスメントの意思決定プロセスの観点から心理専門職と教師の専門的視点の特徴を比較検討し,効果的協働への示唆を得る。

方 法:SC·教育相談員10名,学級担任8名,養護教諭9名を対象に,アセスメントのプロセスにおける自身の専門的視点の特徴と他職種との違いを尋ねる半構造化面接を実施した。

結果:教師は問題行動などの客観的な情報を収集し、具体的な援助方針を立て、行動の変化を捉える傾向、心理専門職は主観的な悩みなどの情報を収集し、緩やかな援助方針を立て、悩みや周囲の環境の変化を慎重に捉える傾向、養護教諭は身体症状や生活リズムなどの情報収集し、保健室で子どもに安心感を提供しながら、身体症状や保健室来室状況の変化を捉える傾向が示された。

考察:1)情報収集の視点では、客観的な様子か主観的な内面か、現在の情報が中心か過去に遡って情報収集するか、2)問題理解・援助方針の視点では、具体的で明確な理解・援助方針を立てるか多面的で緩やかな理解・援助方針を立てるか、どのような援助スパンを想定するか、3)事例の変化・改善把握の視点では、子どもの変化を重視するか問題行動の消失をどう捉えるかなどに職種間の違いが生じていた。これらの職種間の専門的視点の相違を活かして事例の多様な側面を捉えながら協働的援助を展開していくことが重要である。

第5章【研究2】

目 的:研究課題②を検討するため,心理専門職と教師によるアセスメントの共有方略と職

種間協働の関連を検討し、心理専門職が教師と 円滑に協働的援助をすすめていくために必要か つ効果的なアセスメントの共有方略を探る。

方法:関東地方の公立中学校の SC 96名, 教師322名を対象に,アセスメントの共有方略 尺度(本研究で作成),集団内葛藤対処行動尺度 (村山・三浦,2012),チーム内葛藤尺度(西村, 2005),事例援助における SC と教師の協働尺度 (石隈(2001)を参考に作成),SC と教師の打 ち合わせ状況(土居・加藤(2011)を参考に作成)を含めた質問紙を実施した(郵送法)。

結果:アセスメントの共有方略として6因子が抽出され、特に「他の教師を通した意見調整」が職種間の葛藤を上昇させるが、「積極的かつ迅速な情報・意見交換」は協働を促進させる方略であることが示された。共有方略の組み合わせパターンに基づいて検討した結果、「他の教師を通した意見調整」を中心的に用いる群やこれらの共有方略を活用しない群より、共有方略を多様に用いる群や「積極的かつ迅速な情報・意見交換」を中心的に活用する群の方が、職種間の協働状態が良いことが示された。

考察:心理専門職が教師と協働的援助を展開する際には,他の教師を通した意見調整が協働に負の影響を及ぼす可能性に留意し,事例に関する積極的で迅速な情報・意見交換を意識する必要がある。多様な方略を柔軟に活用する姿勢も有用であり,教師と苦労や困難を分かち合える関係を築いたり,事例理解や援助方針が相互に異なる場合,大まかな方向性が共有できていれば良いと考え対応することが必要と考えられる。

第6章【研究3】

目 的:研究課題③を検討するため、学校不適応事例への協働的援助が展開される中で、どのような影響を相互に与え合いながら心理専門職と教師のアセスメントが展開されるのか、その様相を明らかにし、効果的な協働への示唆を得る。

方 法:教師11名と SC・教育相談員10名を 対象に自らの事例理解・援助方針について他職 種から受けた影響や変容体験を尋ねる半構造化 面接を実施した(研究3-1)。また,同一事例への協働経験を有する中学校SCと教師を組み合わせて調査対象とし,当該事例の概要や経過を回顧的に振り返りつつ,研究3-1と同様の面接を行った(研究3-2)。対象は,中学校SC6名,教師13名であり,事例数は10件であった。

結果:両職種共に互いの専門的視点に影響を受けながら、既存の事例理解の視点や枠組みを変容させ、拡張させながら援助を展開していた。アセスメントの相互作用では、相互の視点の相違に伴う葛藤体験が生じつつも、事例援助に役立つ他職種からの視点や考えを柔軟に取り入れ、かつ自身の専門的視点も安定的に保持することで、両職種の視点を混合した理解・方針の発展につながることが示された。

考察:心理專門職は教師とは異なる專門的視点を提供するからこそ,教師の事例理解に新しく肯定的な変化を促すことができる。しかし,心理專門職の見解の伝達が事例援助の展開を阻害する場合(例:教師の理解・方針に揺らぎや迷いを与える)もある。そのため,心理專門職には自己の專門的視点の伝達と共有の際,様々な工夫や配慮(例:教師の現場感覚と照らう)が必要となる。一方,心理專門職にも自身の專門的視点を維持する姿勢だけでなく,自己の可理解・方針にこだわり過ぎず教師の視点を取り入れながら事例理解を変容・発展させる柔軟性が求められる。

第7章【研究4】

目 的:研究課題④を検討するため、アセスメントに基づいて教師と協働するために必要な心理専門職の教育訓練プログラムを試験的に作成し、有効性と課題について検討する。

方 法:研究1~3の結果を踏まえ、心理専門職が教師と協働するために必要なアセスメントに関する知識・技能を促進する授業プログラムを構成した。大学生・大学院生22名を対象に、心理支援者役(11名)、教師役(11名)に分け、心理専門職が教師と協働的に事例検討するためのポイントの説明やロールプレイ実習を含めた

授業プログラムを実施した。第1回目90分,第 2回目60分,第3回目90分の計3回実施した。

結果:心理支援者役の学生はアセスメントの共有を実践することの難しさを体験していた一方で、教師役と事例に関する情報交換を積極的に行うことで生徒理解が深まることや、生徒のことばかりでなく教師の立場や思いを尊重し、苦労を労いながら教師と対話することで事例検討がスムーズに進むこと、できる限り具体的な援助の方針まで立てることの重要性について体験していた。

考察:心理支援者を対象とした教育訓練では、教師など他職種と関わることで新たな視点を学び事例理解が深まること、自己の視点の振り返りとなること、事例理解をすり合わせ共有するコミュニケーション方法を実践すること、相互に影響を受けながら事例検討が進められることを体験的に学習することが重要であると考えられる。

第Ⅳ部「総合的考察」(第8章)では,本研究 の結論と今後の展望をまとめた。本研究の結果 から, ①アセスメントのプロセスにおいて相互 の専門的視点を補い合い柔軟に活用して事例理 解を深める実践(研究1),②他職種と円滑にア セスメントの共有を行うための方略の実践(研 究2)、アセスメントにおいて他職種と相互に影 響を与え合う心理専門職としての意識・姿勢を 重視した実践(研究3)、さらに教師との協働を 促進する心理専門職のためのアセスメントの教 育訓練プログラムの構築・実施(研究4)が重 要であることが実証的に明らかとなった。心理 専門職にとっては自身の専門的アセスメントに 基づく見解を持ちながらも, 異なる専門的視点 を教師と相互に補い合い、考えを共有し、 両職 種の視点を混合した事例理解や援助方針を発展 させることが、事例への効果的援助につながる と考えられる。教師との協働につなげる心理ア セスメントの実践や,効果的な教育訓練プログ ラムの一層の精緻化が求められる。

学位取得年月日:平成26年8月31日

〈博士論文要旨〉

理科教育における女子の学習促進のための授業構成に関する研究

稲田結美

1. 問題の所在

日本では、中学校段階で理科に対する女子の 興味・関心や学習意欲が男子よりも顕著に低下 し、理科学習に消極的になる傾向が見られる。 このような状況は諸外国でも同様に見られ、理 科学習の男女差の調査や、男女差の要因の特定、 女子の理科学習促進のための施策の開発などが、 1970年代から展開されている。そのような施策 は、自然科学関連の特別な活動を女子に提供し たり、学校の理科カリキュラムを改変したり、 新たな教授方法を授業に導入したりする「介入 プログラム」として実施されることが多い。

一方, 日本では女子の理科学習に関する先行 研究は少なく, 女子の理科離れの改善策に関す る議論は始まったばかりである。例えば、科学 技術分野における女性の人材育成の観点から, 内閣府や文部科学省が、女子の理工系分野への 進学促進や女子の理数への興味・関心の喚起・ 向上に資する取組への支援を開始している。し かし、それらの多くは女子中高生を対象とした 課外での自由参加型のイベントとして開催され ており, 中学校段階ですでに理科への関心を失 っている大多数の女子を引きつける取組とはな りにくい。科学技術分野における人材育成には. キャリア教育からのアプローチだけでなく,理 科好きの女子の裾野を広げるために、すべての 女子を対象にできる学校の通常の理科授業の変 革が欠かせないが、日本ではそのための具体的 な検討には至っていない。

そこで, 女子の理科離れを改善する理科授業

の構成に関する検討が、日本でも早急に求められる。しかし、それ以前に、先行研究において十分に整理されていない日本の女子の理科学習の問題点を整理し、その解決に必要とされる理科授業の改善すべき箇所を明確にしなければならない。さらに、諸外国の「介入プログラム」についても、多数のプログラムの理念、具体的方策、成果などを横断的に分析し、理科授業の改善に有効な方策は何かを精査しなければならない。そして、これら2点の課題を解決したうえで、女子の理科離れを改善するための日本の理科授業の構成を検討することが求められる。

2. 研究の目的と方法

以上のような状況から、本研究では、日本の 理科教育における女子の学習促進のための授業 構成に関する基礎的知見を得ることを目的とし, 次の4段階の手順で研究を進めた。(1)日本の女 子の理科学習の実態と問題点を総括する。(2)諸 外国の「介入プログラム」で施行された方策の 特質と成果を解明する。(3)(2)の特質に基づき、 (1)で指摘した日本の問題点を改善するための理 科授業の開発視点を、授業の構成要素に着目し て措定する。(4)授業改善が必要とされる学習内 容に即して、(3)の開発視点を具体化した方策を 理科授業において実践し評価する。研究の具体 的な方法として,(1)・(2)では文献調査を行い, (3)では(1)と(2)で得られた知見を照らし合わせ検 討し、(4)では質問紙調査、授業観察、ワークシ ートの記述分析などを通して, 女子の学習状況 を把握した。

上越教育大学

3. 論文の構成と概要

本論文は、序章と終章を含め、全8章の構成 となっている。まず、序章では、女子の学習促 進を目指した理科授業の開発が喫緊の課題であ ることを論じ、本研究の目的と方法を示した。

第1章では、理科に関する女子の認知能力と 意識、態度、経験の実態を、多様な先行調査に 基づき総括した。小・中学校段階の理科の認知 的な能力については、明確な男女差は見られな い。しかし、理科に対する好き嫌い、興味、学 習意欲, 有用感, 理解度の自己認識などの情意 面については、中学校段階で女子が男子よりも 顕著に低下するだけでなく,態度の面でも実験 において女子の方が消極的で補助的な役割に従 事している。その一方で,女子の多くは生物学 への関心を高くもち、潜在的には理科学習を完 全に忌避しているわけではない。次に,これら の知見から、学校の理科教育に関連する日本の 女子の理科学習の問題点は、「女子の理科学力」、 「小・中学校段階の理科全般に対する女子の意 識1、「学習内容による女子の意識の差」,「観 察・実験に対する女子の意識と態度」、「教師に 対する女子の意識」,「女子の進路選択」,「中・ 高等学校の教師からの影響 |. 「学校の種類によ る影響しにあるとまとめた。

第2章では、まず、諸外国における「介入プ ログラム | の開発までの経緯を調査した。女子 の理科学習への関心の高まりは、1970年代のフ エミニズム科学論の興起に端を発している。理 科学習における男女差の調査が進行する中で, 男女の機会均等の保障だけでなく, 女子の不足 部分を補うための特別な方策の実施が求められ るようになった。さらに、男女差の要因に関す る研究も行われ、生物学的な要因とジェンダー 的な要因がその主張を闘わせてきた。次に, 1980年代から90年代に世界各地で開発された9 種類の「介入プログラム」における方策の特質 を明らかにした。方策は主として,1)教師教 育,2)教授方法·学習環境,3)学習内容,4) キャリア教育の改善にその観点が向けられてい た。そして、「介入プログラム」に共通する成果 は、理科に対する生徒と教師のジェンダー固定 観念を変容できたこと,理科への女子の関心を 高められたこと,男女別の集団編成の有効性を 実証したことの3点にあった。

第3章では、まず、日本の理科授業への介入 による目標は, 女子の理系への進路選択の促進 を期待しつつも,直接的には,女子の理科離れ の改善を第一に据えることが妥当であると判断 し、「介入プログラム」の改善の観点のうち、前 述の1)~3)が日本の理科授業の改善に求め られると論じた。そして、現在の日本で直ちに 改善可能な理科授業の構成要素は,「学習内容」 の中に含まれる授業レベルでの改変が可能な 「教材」と「学習活動」であると措定した。次 に、日本で優先して介入すべき学習単元は、女 子の好感度と理解度の自己認識が最も低い中学 校理科の「力学」と「電磁気学」であると指摘 した。続いて、女子の理科に対する意識と態度 を変容させることを目指し,「教材」の選択方法 と「学習活動」の設定方法を検討した。「教材」 については,「女子の興味や経験を考慮した女子 に身近な事象」に主眼を置き,「生物や人体に関 する題材の利用」,「美的観賞の導入」,「教授展 開における女子と関連のある文脈の利用」の3 点に基づいて選択することとした。「学習活動」 については、「想像的な記述活動の導入」、「活動 における協同性の重視 |, 「男女別の集団編成の 導入 の3点に留意して設定することを提案し た。これらの「学習活動」は主として、理科と いう教科がもつ競争的で男性的なイメージを変 容させることを目標としている。

第4章では、中学校理科の力学に関する大単元「運動とエネルギー」に含まれる「仕事の原理」の1時間の授業を対象として、教材と学習活動、授業展開を具体化し、実践した。この授業では、女子の関心を考慮し、題材として「看護師」を取り上げ、「仕事の原理」を利用した看護的作業である「小さな力で患者を仰臥位から側臥位に体位変換する方法」を、二人組で体験しながら考えるという活動を設定した。その結果、第3章で示した「教材」と「学習活動」の合計6点の具体的方法のうち、「生物や人体に関する題材の利用」、「教授展開における女子と関

連のある文脈の利用」,「活動における協同性の 重視」,「男女別の集団編成の導入」の4点を取 り入れることとなった。そして,公立中学校第 3学年の3学級において実践し,授業を評価し た。男女ともに授業を楽しみ,理科に関係する 職業に就きたいと考える生徒が増加し,女子に ついては日常生活や将来への理科の有用性の認 識も向上した。特に,授業前の調査で理科嫌い を表明した女子の方が,理科好きの女子よりも 将来への理科の有用感が改善していた。また, 体験活動の新奇性や面白さに限らず,友人との 協力による課題解決が,女子の授業に対する高 評価の理由となっていた。

第5章では、中学校理科の大単元「電流とそ の利用しの全内容の約40時間分の学習を対象に、 授業の構成と展開を構想し、国立大学附属中学 校第2学年の2学級において実践した結果を論 じた。ここでは、「女子の興味や経験に基づくト ピック」(「人体と電流」といった4テーマ), 「美的観賞を含む協同的な問題解決活動」(「オリ ジナル電飾づくり」と「IH 調理器の分解」の2 テーマ),「想像的な記述活動」(「感電の危険性 を伝える手紙を書こう」や「放電を観察して詩 を書いてみよう | などの6テーマ) の3種類の 方策を授業に導入した。その結果,「教材」と 「学習活動」の6点の具体的方法のうち、「教授 展開における女子と関連のある文脈の利用|以 外の5点を導入し、実践後に主として次のこと が明らかとなった。第一に、3種類の方策を楽 しむことができた女子が多く, その取り組み方 も良好であった。第二に,「問題解決活動」は, 他の方策よりも女子の好感度が高く, 特に「オ リジナル電飾づくり」が単元全体を通して、最 も強く女子の印象に残る活動となった。第三に、 女子の好感度が明確に高いとはいえない「トピ ック」と「記述活動」があり、女子の活動への 好感度は、それらの内容や形式に依存すること が明らかとなった。第四に, 女子は概して「電 流 の学習に面白さを見出していたものの、「電 流」の内容に対する学習意欲を持続させたり, 内容理解の困難性の認識を軽減させたりするに は至らなかったことが示唆された。そして、男

女別の集団編成については,女子の方が活動の しやすさを実感し,特に「理科嫌いの女子」に 効果的な集団編成であることが示唆された。

第6章では、第4章と第5章の結果から、女子の学習促進のための理科授業の構成について考察した。まず、両授業実践の結果において、次の4つの共通点を見出した。それは、介入した授業を女子が楽しんでいたこと、女子がもつ理科のイメージが好転したこと、学習内容において男女間に認知的な差が出現しなかったこと、男子の理科学習が阻害されなかったことであった。これらの結果と、各授業実践に固有な結果を併せ、理科授業の構成要素として着目した「教材」と「学習活動」に関する方策を開発し、授業に導入することによって、女子の意識と態度を変容できると結論づけた。

終章では、研究の成果をまとめ、今後の課題 を論じた。本研究では、大別して以下の4点の 知見が得られた。第一に、日本における女子の 理科学習には、理科および教師に対する意識, 観察・実験への態度などに問題があるというこ とである。第二に、諸外国では「教授方法・学 習環境」や「学習内容」など、理科の授業構成 の変容に直結する多様な方策を含んだ「介入プ ログラム」の開発と評価がすでになされている ということである。第三に、理科授業を構成す る要素のうち「教材」と「学習活動」に、前述 の6点の開発視点に基づいて具体的方策を考案 し実践することで、日本における女子の理科学 習促進に一定の成果を上げられるということで ある。第四に、開発視点の中でも「教授展開に おける女子と関連のある文脈の利用しと「男女 別の集団編成の導入」の効果が高く、これらの 視点を組み込んだ問題解決活動を導入した理科 授業が、女子の意識と態度の良好な変容に奏功 するということである。今後の課題は、女子の 意識と態度の良好な変容の持続性の検証や. 女 子の理科学習に関する詳細な質的評価などを行 ったうえで, 理科授業に対する女子の好感や積 極的参加の促進が, 理科そのものへの学習意欲 の向上に進展するかを検証することである。

学位取得年月日:平成26年10月31日

〈博士論文要旨〉

我が国の青少年の危険行動防止における規範意識の重要性 ――学校における保健教育の視点から――

片岡千恵

1. 問題の所在および研究の目的

今日の我が国では社会環境や生活様式などの 急激な変化に伴って,青少年の健康課題は複雑 化,多様化しており,心の健康に関する問題, 交通事故をはじめとした不慮の事故,喫煙,飲 酒,薬物乱用,不適切な食習慣や運動習慣,暴 力事件,性的行動等が深刻な問題として顕在化 している。こうした健康に関わる危険行動⁽¹⁾は, 今後さらに重大な問題となっていくことも予想 され,我が国の学校保健における喫緊の課題と なっている。

諸外国においてもこうした問題は同様にみられ、青少年の死亡や疾病の原因となる様々な危険行動を包括的に取り上げた調査研究が散見される。その代表的なものとして、米国疾病管理センター(Centers for Disease Control and Prevention) に よる Youth Risk Behavior Surveillance が挙げられる。これは、米国の第9~12学年の生徒を対象として、1991年より隔年で実施されている全米規模の調査研究である。

ところで、青少年の危険行動の出現は相互に 関連し、ある特定の行動が単独で出現するとい うよりも同時に複数の行動が出現しやすいこと が報告されており、それぞれの行動に対する個 別のアプローチよりも、それらを包括的に防止 することが効率的かつ効果的であると考えられ ている。そのため、様々の危険行動の背景に共 通して存在する要因を明らかにし、根拠に基づ いた取り組みを行っていくことが重要である。

筑波大学大学院 人間総合科学研究科 学校教育学専攻(平成27年1月修了)

危険行動に関連する要因についてはこれまで、 国内外の研究により様々の個人的および社会的 な要因が指摘されているが、 学校における保健 教育では特に、教育によって改善が期待され、 危険行動の出現を抑制する心理社会的要因の育 成を重視することが求められている。本研究で は, 我が国の青少年の危険行動の防止に向けて, 心理社会的要因の一つとして考えられる規範意 識に注目し, 危険行動に関連する要因として, 規範意識の重要性を明らかにすることを目的と した。なお, 本研究における青少年の危険行動 の定義については、我が国において先駆的に取 り組まれている野津有司ら心に基づいた。すな わち, 青少年の危険行動とは「青少年期に始め やすく、本人や他者の現在および将来の健康や 生命に重大な危険を及ぼす行動」であり、具体 的には ①身体運動, ②食行動, ③喫煙, ④飲 酒, ⑤薬物乱用, ⑥性的行動, ⑦交通安全上の 行動, ⑧暴力・武器携帯, ⑨自傷行動とした。

2. 論文の構成と概要

本論文の構成は、全6章である。第1章の研究の背景と目的については、その概要を前項に示した。

第2章では、規範意識および規範に関する先行知見の文献的検討を通して、まず本研究における青少年の危険行動に関わる規範意識の概念規定を示した。その際には、特に規範の捉え方によって規範意識の概念が大きく異なることから、広範な概念である規範について2つの視点から整理した。一つ目は、個人的な性質の規範か、あるいは社会的な性質の規範かという点で

ある。そのうち前者は、個人の価値観やビリーフとしても考えられることから、個人的な規範に対する意識を規範意識として捉えるには難があることなどを指摘した。

もう一つの視点は、実際に多数の者が有する 考え方や行動であるために規範とするのか、あ るいは善悪に照らし合わせて善いものであるた めに規範とするのか、という点である。これに ついては、社会規範を命令的規範(injunctive norm)と記述的規範(descriptive norm)に分 けて捉えた Cialdini RB et al. ©の考え方を参考 として、規範意識の概念を考える際には当為的 な性質をもつ命令的規範に焦点を当てるべきで あることを指摘した。これらの検討を踏まえて、 本研究では青少年の危険行動に関わる規範意識 を「社会的および当為的な規範に対して、それ を尊重し、従おうとする意識」と操作的に定義 した。

次に、質問紙法による規範意識の測定に向け て、これまでに開発されている規範意識の測定 尺度を概観した。その結果、規範意識尺度の多 くは, 特定の問題行動に対する許容の程度を問 う質問項目が作成されていることなどから、青 少年の危険行動との関連を検討するに当たって は限界があることを指摘した。そこで本研究で は,日本青少年危険行動調査に関する研究プロ ジェクト (代表研究者は野津有司, 筆者は主に 規範意識を分担) によって作成された尺度の信 頼性および妥当性を検討した。本尺度は, 青少 年が日常生活で帰属する重要な場あるいは人間 関係においてそれぞれ規範が異なることを踏ま えて、「家庭」、「学校」、「地域」、「友人」の4つ の下位概念が設定され、それぞれの規範意識の 状況を測定するものである。

調査は、2006年10月~2007年2月に、無記名自記式の質問紙法を用いて実施した。対象は、学校長の了承が得られた2県の県立高校計3校の1~3年生908名であり、そのうち解析対象は、属性が不明の者や規範意識の項目に欠損値のあった者を除いた885名(有効回答率97.5%)とした。信頼性の検討のための再テスト調査は、県立高校1~3年生108名を対象として1週間

の間隔で2回行い,規範意識の項目に欠損値のあった者を除いた107名(有効回答率99.1%)を解析対象とした。Cronbach の a 係数,再テスト信頼性係数,関連基準妥当性を検討した結果,本尺度の信頼性および妥当性が確認された。本尺度は,規範意識を特定の問題行動に対する許容意識ではなく,規範全般に対する遵守意識を問う項目によって把握するものであること,「家庭」,「学校」,「地域」,「友人」の下位尺度が設定され,かつ項目数が12項目と簡便性を備えたものであるなどの特長を有し,危険行動との関連を検討する上で有用であると判断された。

第3章では、まず、我が国の青少年において、包括的に捉えた危険行動と規範意識との関連を明らかにした。分析に当たっては、2001年に実施された全国調査「日本青少年危険行動調査2001」のデータ(解析対象:全国の高校から無作為に抽出された1~3年生11,113名)を用いた。分析した危険行動は、「有酸素運動不足」、「朝食欠食」、「月喫煙」(この30日間で1日以上の喫煙)、「月飲酒」(この30日間で1日以上の飲酒)、「シンナー乱用経験」、「性交経験」、「シートベルト非着用」、「暴力行為」、「自殺願望」の9項目である。Spearmanの順位相関係数を算出した結果、男女ともに、「学校」、「家庭」、「地域」におけるそれぞれの規範意識は、危険行動を抑制する要因である可能性が示された。

その上で、青少年の危険行動を抑制する要因として注目されているセルフエスティームゆとの比較検討から、規範意識の相対的な重要性を明らかにした。セルフエスティームは、国内外の数多くの研究によって、危険行動に関連する心理社会的要因であることが報告されているものである。危険行動9項目のそれぞれを従属変数、規範意識の4つの下位概念を独立変数とした強制投入法による重回帰分析の結果、「学校」おび「地域」における規範意識は危険行動に強く関連していることが、「親」におけるセルフエスティームとともに示された。特に、「学校」における規範意識は、「月喫煙」、「月飲酒」、「性交経験」および「シートベルト非着用」との間で

最も高値の標準偏回帰係数を示すなど,危険行動の防止において注目すべき要因であることが 示唆された。

第4章では、青少年の危険行動を抑制する要因として最近の研究において注目されているレジリエンス®との比較検討から、規範意識の相対的な重要性を明らかにした。解析対象は、2011年に実施された全国調査「日本青少年危険行動調査2011」における高校102校の9,778名(男子5,027名、女子4,751名)である。その結果、規範意識およびレジリエンスはともに、危険行動に関連することが示されたが、中でも「学校」における規範意識は、多くの危険行動との間で有意の正の標準偏回帰係数を示すなど、危険行動の防止において特に重要な要因であることが認められた。

第5章では、我が国の高校生における規範意識について、2001年と2011年の全国調査のデータからその実態を示し、規範意識の育成に関する課題を指摘した。まず、2011年における我が国の高校生の規範意識の状況を検討した結果、「家庭」、「地域」、「友人」における規範意識については、それぞれ良好な状況である高校生が多くみられた。一方で、「学校」における規範意識については、決して十分とは言えない状況が示された。

また、こうした状況について、その10年前の全国調査(2001年)のデータと比較した結果、我が国の高校生における規範意識の状況は良好に変化しているものの、「学校」における規範意識をはじめとして、いまだ望ましくない状況にある高校生が少なからずみられた。危険行動防止の観点からも、規範意識の育成は重要な課題であることが示唆された。

第6章では、結論として、青少年の危険行動の防止における規範意識の重要性を述べた。本研究の結果、規範意識はある特定の危険行動に留まらず、様々の危険行動に共通する要因であることが認められ、さらに、これまでに国内外の研究において危険行動を抑制する要因として注目されているセルフエスティームやレジリエンスとの相対的な検討によっても、規範意識が

より重要な要因であることが明らかにされた。特に「学校」における規範意識が危険行動の防止にとりわけ強く影響することが示されたことは特筆すべき知見である。これらのことから、青少年の危険行動を効率的、効果的に防止する上で、規範意識の改善、向上を目指すことは極めて有意義であると考えられた。また、本結果を踏まえて、青少年の危険行動防止のための規範意識の育成を目指した保健教育の授業を構想した。

最後に、本研究のまとめと今後の課題を述べた。本研究により、我が国の青少年における危険行動を包括的に防止する上で、規範意識は心理社会的要因の中でも特に重要な要因であることが明らかとなった。危険行動を防止する保健教育においては、青少年の規範意識の育成を重視することが必要であり、特に「学校」における規範意識の改善、向上に焦点を当てることが重要であるという結論を得た。

3. 主要引用・参考文献

- (1) 野津有司,渡邉正樹,渡部基ほか:日本の 高校生における危険行動の実態および危険行 動間の関連―日本青少年危険行動調査2001年 の結果―. 学校保健研究 48(5):430-447, 2006
- (2) Centers for disease control and prevention: Youth Risk Behavior Surveillance-United States, 2011. MMWR 61: 1–162, 2012
- (3) Cialdini RB, Kallgren CA, and Reno RR: A focus theory of normative conduct: A theoretical refinement and reevaluation of the role of norms in human behavior. (Zanna M P. Ed.) Advances in experimental social psychology 24, Academic Press, Now York, 201–234, 1991
- (4) Rosenberg M: Society and the adolescent selfimage. Princeton University Press, New Jersey, 1965
- (5) Benard B: Resiliency. WestEd, San Francisco, 2004

学位取得年月日:平成27年1月31日